

婚姻に伴う 新生活を応援します！

東北町結婚新生活支援事業



新婚世帯を経済的に支援するため、新生活に係る費用の一部を補助します

補助金額・対象世帯

夫婦共に 29歳以下: **60万円** (上限額)

夫婦共に 39歳以下: **30万円** (上限額)

最大
60万円
補助

対象費用

- 住宅取得費用 (住宅の新築、新築住宅又は中古住宅の購入費用)
- 住宅リフォーム費用 (住宅の増改築、修繕工事、設備更新等の費用)
- 住宅賃借費用 (婚姻日以降、民間賃貸アパート等を借上に要した費用)
- 引越費用 (婚姻に伴う引越しに要した費用)

(対象要件)

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間に婚姻届が受理された新婚世帯
- 婚姻後、夫婦共に東北町に住所を有していること
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満であること
- 対象となる住宅等が東北町にあり、その住宅等に居住していること
- 過去に東北町又は他自治体で同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと
- 東北町に2年以上継続して定住する意思があること
- 町内会に加入している世帯であって、市区町村税に滞納がないこと
- 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律の規定による暴力団員でないこと

【お問合せ先】

東北町 企画課 0176-56-3111



事業内容や様式等はQRコードから東北町ホームページをご確認ください